

那珂川町中小企業振興資金利子補給の手引き

I 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経営に大きな打撃を受けた事業者への資金繰りを支援し、その経営の安定化を図るための緊急対策として、町制度融資である那珂川町中小企業振興資金（以下「振興資金」と言います。）の融資を受けた事業者に対し、新たに1年間の利子補給を実施します。

II 対象者

利子補給の対象者は、振興資金のうち、運転資金の新規融資や借換を金融機関と契約した事業者で、次に挙げる要件を全て満たしている事業者です。

- ◇ 契約の時期が、令和2年6月4日から令和2年12月25日までの期間中である。
- ◇ 令和2年3月以降の特定の1か月（1日から末日まで）の売上高（事業収入）が前年同月比で3%以上減少している。
- ◇ 上記の特定月直後の2か月を含めた3か月間の売上高（事業収入）が、前年同期比で3%以上減少している又は減少する見込みである。

【振興資金の対象要件】

- ・ 中小企業基本法第2条に規定される法人又は個人である。
- ・ 町内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる。
- ・ 町税を完納している。

III 利子補給の期間と金額

利子補給は、IIの対象者が振興資金の融資に伴って負担する支払利子に対して、1年間全額補助します。

1年間の始期は、振興資金の融資に係る第1回目の利子の支払日の属する月とします。

IV 申請の手順

(1) 事前審査の申込

IIの対象者で利子補給を希望される方（以下「申請者」と言います。）は、振興資金の融資に係る契約後、次の書類を作成のうえ、役場担当課あて郵送で提出してください。

郵送先は、「VI お問い合わせ先」に記載しましたのでご覧ください。

ア 那珂川町中小企業振興資金利子補給事前審査申込書（様式第1号）

イ 金融機関から送付された返済予定表の写し

【注意事項】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、役場窓口での申請は極力お控えください。ご協力をお願いします。
- ・ 恐れ入りますが、郵送に係る費用は申請者でご負担ください。

(2) 審査結果の通知

町は、(1)の事前審査を受付後、内容を審査し、適正と認められたときは、その旨を、審査結果通知書(様式第2号)で申請者あて通知します。

【注意事項】

- ・この通知書は、あくまで要件を満たしていることの確認であり、利子補給を確約するものではありませんので、ご承知おきください。

(3) 利子補給の申請と請求

(2)で適正と認められた申請者は、対象となる年度ごとに、次の書類を作成のうえ、役場担当課あて郵送で提出してください。

郵送先は、「VI お問い合わせ先」に記載しましたのでご覧ください。

ア 那珂川町中小企業振興資金利子補給金申請書兼請求書(様式第3号)

イ 支払利子の金額を証明できる書類(例:引落口座の通帳の写しなど)

【注意事項】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、役場窓口での申請は極力お控えください。ご協力をお願いします。
- ・恐れ入りますが、郵送に係る費用は申請者でご負担ください。

年度ごとの申請時期について

利子補給は1年間であり、令和2年度と令和3年度の2ヵ年に渡るため、町では、各年度分をそれぞれまとめてお支払いします。

各年度分の申請の時期は、次のとおりとしますので、ご確認ください。

◆ 令和2年度分(令和3年3月までの支払利子分)

⇒ 令和2年度中の最後の利子の支払いが完了した日から令和3年3月31日までの間に上記書類をご提出ください。

◆ 令和3年度分(令和3年4月以降の支払利子分)

⇒ 利子補給期間が終了する月の利子の支払いが完了した日から令和4年3月31日までの間に上記書類をご提出ください。

(4) 利子補給金の支払い

町は、(3)の書類を受付後、内容を審査し、適正と認められたときは、利子補給金を交付します。交付の決定については、交付決定通知書(様式第4号)で申請者あて通知します。また、不交付となった場合も、不交付決定通知書(様式第5号)で申請者あて通知します。

利子補給金は、各申請者への口座振込で交付します。交付の時期は、交付の決定後1ヵ月以内を目安としてください。

V その他

- ・必要書類のうち、事前審査申込書（様式第1号）と申請書兼請求書（第3号）は、次の方法で入手することができます。いずれの方法でも対応が困難な場合は、役場担当課にご相談ください。
 - （1）町ホームページ（次のURL）からのダウンロード
⇒ <http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/life/kurashi/rishihokyuu.html>
 - （2）次の町施設における配布
 - ・役場本庁舎（産業振興課商工観光係）
 - ・小川出張所（小川総合福祉センター内）
- ・交付決定後に、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正などが発覚した場合は、町はその決定を取り消します。このとき、利子補給金が支払われていた場合は、申請者はその全額又は一部を町に返還するものとします。
- ・利子補給金の返還にあたっては、那珂川町補助金等交付規則（平成17年10月1日規則第47号）第21条に準じた加算金（受領日から返還する日までの日数に応じ、100円につき年10.95%の割合で計算した金額）を併せて町に支払うものとします。

VI お問い合わせ先

利子補給について、ご不明な点は、次の担当課までお問い合わせください。

那珂川町 産業振興課 商工観光係

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555

電話：0287-92-1116（直通）

受付日時：平日（役場が開いている日）の

午前8時30分から午後5時15分まで